

新型コロナウイルス感染症対策 関連施策のご案内

日田商工会議所

令和3年6月10日版

1. 支援金・応援金・協力金による支援

(1) 大分県 時短要請協力金

- 要請内容 ①営業時間を5時から21時までとすること。②酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは20時までとすること。
- 要請期間 ①第1期：令和3年5月14日(金)0時～5月31日(月)24時(18日間) ※やむを得ないときは17日(月)より ②第2期：令和3年6月1日(火)0時～6月13日(日)24時(13日間)
- 対象施設 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等
- 要件 ①通常時夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること、②要請期間において、時短要請に応じていない日がないこと、③業種別ガイドラインを遵守していること、④お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと
- 給付額 一定の算式に基づく1日当たり給付額(中小企業等は2.5～7.5万円など)×時短要請に応じた日数
- 申請方法 電子申請または郵送
- 申請期間 ①第1期：令和3年6月10日(木)～7月9日(金)まで、②第2期：調整中
- 問合せ先 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 097-506-3283、3284、3289、3290 (平日9～17時)

(2) 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

- 給付対象者 2021年4月の緊急事態措置等の影響を受けた中小法人・小規模事業者等
- 要件 ①緊急事態措置等に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2019年又は2020年の同じ月と比べて、2021年4月、5月又は6月の売上が50%以上減少していること
- 給付額 2019年又は2020年の基準月の売上－2021年対象月の売上(中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月)
- 申請期間 ①4月/5月分 令和3年6月中下旬～8月中下旬 ②6月分 令和3年7月1日～8月31日まで

(3) 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

- 給付対象者 2021年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた中小法人・小規模事業者等
- 要件 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2019年比又は2020年比で、2021年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること
- 給付額 2019年又は2020年の対象期間(1～3月)の合計売上高－2021年対象月(対象期間(1～3月)から任意に選択した月)の売上×3か月(中小法人等 上限60万円、個人事業者等 上限30万円)
- 申請方法 電子申請(申請用ページ <https://ichijishienkin.go.jp/>)
- 申請期間 令和3年5月31日(月)まで

(4) 大分県中小企業・小規模事業者応援金

- 給付対象者 ①県内の法人または個人事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の融資を受けた者、②2020年1月1日以降に県内で創業した者のうち、一定の補助金の採択等を受けた者

■給付額 ①法人 70 万円、個人事業者 35 万円、 ②35 万円（令和 3 年 2 月 13 日までに申請した者には、同額となるように追加給付を行います。追加給付額：①法人 20 万円、個人事業者 10 万円、 ②10 万円）

■申請方法 電子申請（申請用ページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/ouen.html>）、または郵送による申請。

【県制度資金の融資を受けた場合の必要書類】①大分県信用保証協会が発行した保証番号②法人県民税納付書または個人事業税納付書の写し③通帳等の写し

【日本政策金融公庫の融資を受けた場合の必要書類】①公庫が発行したお支払額明細書等の写し②法人県民税納付書または個人事業税納付書の写し③通帳等の写し

【一定の補助金の採択等を受けた場合の必要書類】①採択通知等の写し②法人：履歴事項全部証明書の写し、個人事業者：個人事業の開業・廃業等届出書の写し③通帳等の写し

■申請期間 令和 3 年 6 月 3 0 日（水）まで（当日消印有効）

2. 資金繰りに関する支援

（1）大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」

■融資対象者 最近 1 か月の売上が前年同期比で 3 %以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が 3 %以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者

■融資条件 【資金使途】運転資金（既存借入金の借換え不可）

【限度額】1 億 6, 0 0 0 万円 【返済期間】1 0 年以内（うち据置 2 年以内）

【利率】年 1. 3 % 【保証料】年 0 %（一定の保証認定を受けた場合）、あるいは 0. 3 5 %

【担保】原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。担保は必要に応じて徴求。

■申込先 大分銀行、豊和銀行、日田信用金庫、大分県信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行

■申込期間 令和 3 年 1 2 月 2 8 日まで

（2）日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

■融資対象者 次の①、②のいずれかに該当する方

①最近 1 ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して 5 %以上減少した方

②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上が、次の①～③のいずれかと比較して 5 %以上減少している方 ① 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年 12 月の売上高 ③ 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

■融資条件 【資金使途】運転・設備資金 【融資限度額（別枠）】中小事業 6 億円、国民事業 8, 0 0 0 万円

【返済期間】設備 2 0 年以内、運転 1 5 年以内（うち据置 5 年以内） 【担保】無担保

【利率】当初 3 年間基準金利▲ 0. 9 %、4 年目以降基準金利

中小事業 1. 1 1 %（基準）→ 0. 2 1 %、国民事業 1. 3 6 %（基準）→ 0. 4 6 %

■申込先 日本政策金融公庫 別府支店（国民事業）、大分支店（中小事業）

（3）日本政策金融公庫「特別利子補給制度」

■適用対象者 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者（①～③）のうち、以下の要件を満たす方

① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲ 1 5 %減少

③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲ 2 0 %減少

■利子補給 期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

3. 賃料補助、従業員の雇用維持等に関する支援

(1) 日田市「日田市中小企業者等賃料支援事業補助金」

- 適用対象者 1.(2)「日田市中小企業者等緊急支援事業」の要件を満たし、市内の店舗等の賃料を支払う事業者
- 補助期間 令和3年4月～7月支払いの賃料（最長4か月分）
- 補助対象経費 令和2年11月30日以前から契約書等に定められた店舗等の建物質料・地代（要件あり）
- 補助上限 1契約あたり、月額賃料の5分の4以内・上限6万4千円
- 申請期間 令和3年5月31日まで（当日消印有効）
- 問合せ先 日田市企業支援窓口 0973-22-8340

(2) 日田市「日田市自己所有物件事業支援事業」

- 適用対象者 1.(2)「日田市中小企業者等緊急支援事業」の要件を満たし、市内に事業拠点の建物を有する一定の事業者
- 支援額 一律10万円（1事業者1回まで）
- 申請期間 令和3年5月31日まで（当日消印有効）
- 問合せ先 日田市企業支援窓口 0973-22-8340

(3) 雇用調整助成金の特例措置

- 適用対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主等
- 助成率 4/5～10/10（中小企業） ■支給限度日数 原則1年間で100日（3年間で150日）
- 特例措置 ①助成額の上限を8,330円から15,000円に引き上げ
②生産指標（緊急対応期間は10%減から5%減に緩和）の確認対象期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮等
- 問合せ先 大分労働局大分助成金センター（097-535-2100） ハローワーク日田（22-8609）

4. 補助金の活用に関する支援

(1) 事業再構築補助金

- 申請対象者 コロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換等の事業再構築に取り組む、中小企業者・中堅企業等
- 補助金額（通常枠） 100～6000万円（中小企業者等）、100～8000万円（中堅企業等）等
- 補助率 2/3（中小企業等） 1/2（中堅企業等、4000万円超は1/3）等
- 募集期間 令和3年7月2日（金）（第2回）
- 問合せ先 0570-012-088（ナビダイヤル）、03-4216-4080（IP電話）

(2) 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

感染拡大防止のための対人接触 機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援する補助金です。

- 申請対象者 小規模事業者 ■補助上限 100万円 ■補助率 3/4
- 申込期限 令和3年7月7日(水)(第2回締切)。
- 留意事項 電子申請となり、GビズIDの取得が必要になります。

(3) 小規模事業者持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する補助金です。

- 申請対象者 小規模事業者 ■補助上限 50万円 ■補助率 2/3
- 申込期限 令和3年10月1日(金)(第6回締切)。当日消印有効。
- 留意事項 申込みにあたり、商工会議所で書類確認作業が必要なため、締切日まで余裕を持った日程（締切1週間前までに）でご相談ください。

(4) 大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金

新型コロナウイルスの影響を受け、国の小規模事業者持続化補助金の採択を受けた小規模事業者に対し、国庫補助に上乗せして助成します。

- 申請対象者 国の一定の小規模事業者持続化補助金事業において、一定の採択を受けた小規模事業者等
- 補助率 補助対象経費の1/6以内（国補助金の交付決定額の1/4）
- 申請期限 国の補助金額の確定通知書を受領後、速やかに
- 提出・問合せ 大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 商工団体班（097-506-3218）

(5) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する補助金です。

- 申請対象者 中小企業・小規模事業者等 ■補助上限 1,000万円
- 補助率 1/2～2/3（中小企業） 2/3（小規模事業者）

※詳細については、日田商工会議所 中小企業相談所（22-3184）までご相談ください。